

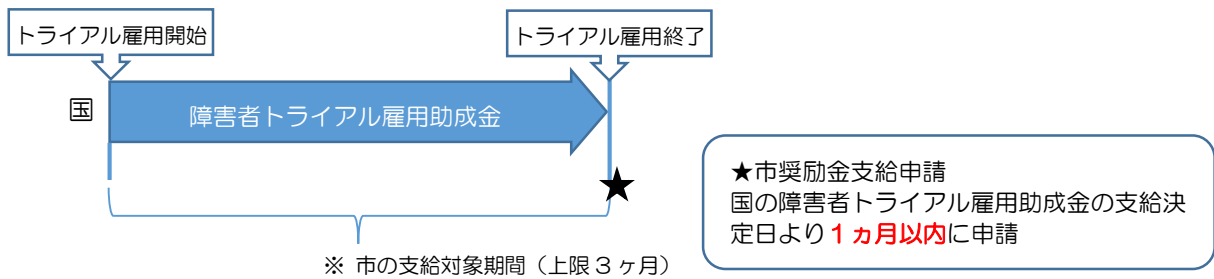
# 川西市障がい者トライアル雇用奨励金・継続雇用奨励金

事業者が障がい者雇用の理解を深め、障がい者の雇用機会の拡大及び定着を図ることを目的とし、障がい者を試行雇用(トライアル雇用)、継続雇用する事業主に対して奨励金を支給します。

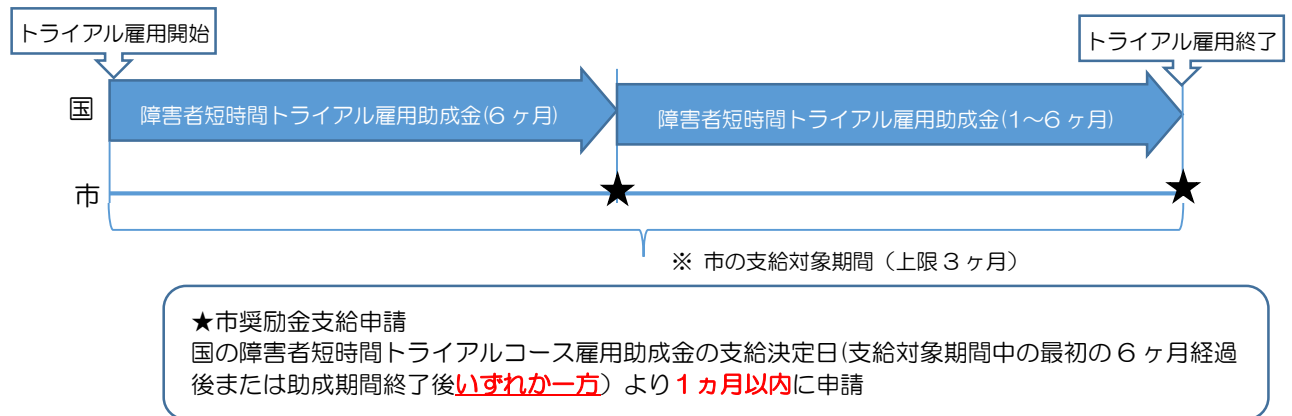
## 川西市障がい者トライアル雇用奨励金

国の「障害者トライアル雇用助成金」の支給を受け、対象となる障がい者を試行雇用する事業主に対し、国の助成金支給額の1/2に相当する額を支給します。

- ◆支給要件：市に住所を有する障がい者又は、市が援護の実施者となっている障がい者を試行雇用し、国の「障害者トライアル雇用助成金」の支給を受けていること
- ◆支給額：国の「障害者トライアル雇用助成金」の支給額の1/2の額（月額上限：2万円、<sup>\*</sup>支給期間上限3ヶ月）
- ◆奨励金支給申請



※雇用期間が6ヶ月以上（障害者短時間トライアルコース）で2回に分けて助成金を受け取る場合

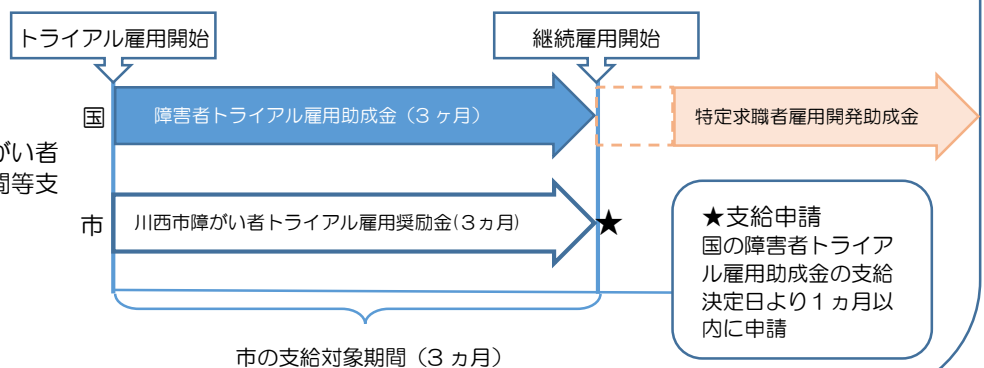


### 【奨励金支給の例】

国の「障害者トライアル雇用助成金」を月額4万円×3ヵ月間受給し、その後も対象となる障がい者を継続雇用し、特定求職者雇用開発助成金を受給する場合

支給対象期間：3ヵ月  
支給額：2万円×3ヵ月＝6万円

※申請事業主の企業規模、雇用する障がい者のタイプによって国の助成金の金額・期間等支給状況が異なります。



奨励金の詳細や申請手続きについてはホームページをご確認ください。

川西市障がい者  
トライアル雇用奨励金



問合せ先 川西市 市民環境部 産業振興課  
電話：072-740-1162 (平日 9:00~17:00)

作成・発行 令和7年4月

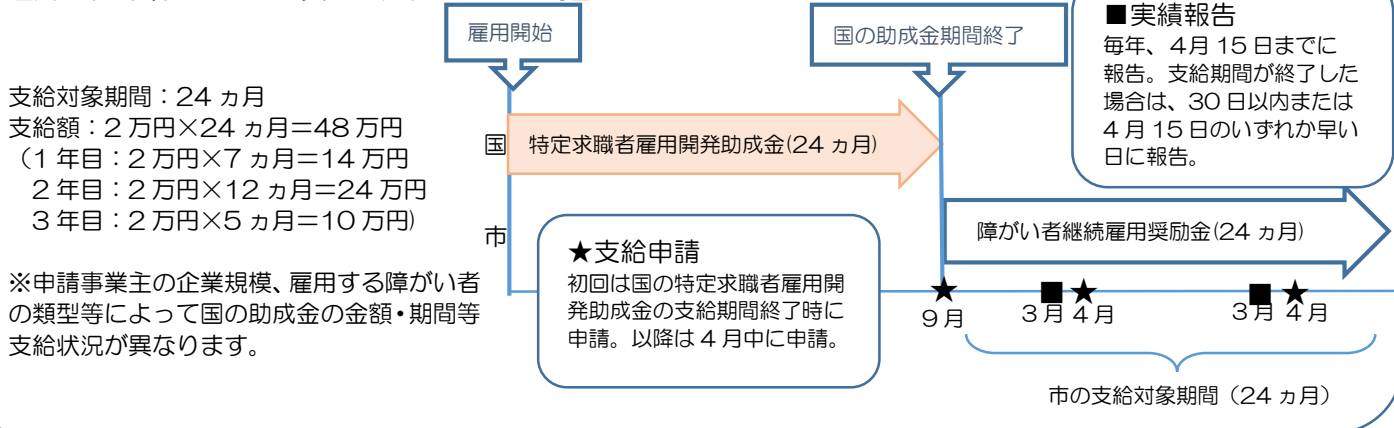
## 川西市障がい者継続雇用奨励金

国の「特定求職者雇用開発助成金」の支給期間終了後も、対象となる障がい者を継続して雇用する事業主に対し、当該障がい者に支払った賃金の1/4に相当する額を支給します。

- ◆支給要件：市に住所を有する障がい者又は、市が援護の実施者となっている障がい者を雇用し、国の「特定求職者雇用開発助成金」の支給期間終了後も、対象となる障がい者を継続して雇用すること
- ◆支給額：対象となる障がい者に支払われた賃金の1/4の額  
(月額上限2万円、支給期間：特定求職者雇用開発助成金の支給期間と同期間(上限36ヶ月))

### 【奨励金支給の例】

国の「特定求職者雇用開発助成金」を24ヶ月間受給(8月末に終了)し、その後も対象となる障がい者を継続雇用し、月額20万円の賃金を支払っている場合



奨励金の詳細や申請手続きについてはホームページをご確認ください。

川西市障がい者  
継続雇用奨励金



問合せ先 川西市 市民環境部 産業振興課  
 電話：072-740-1162 (平日 9:00~17:00)

## 「障害者トライアル雇用」のご案内

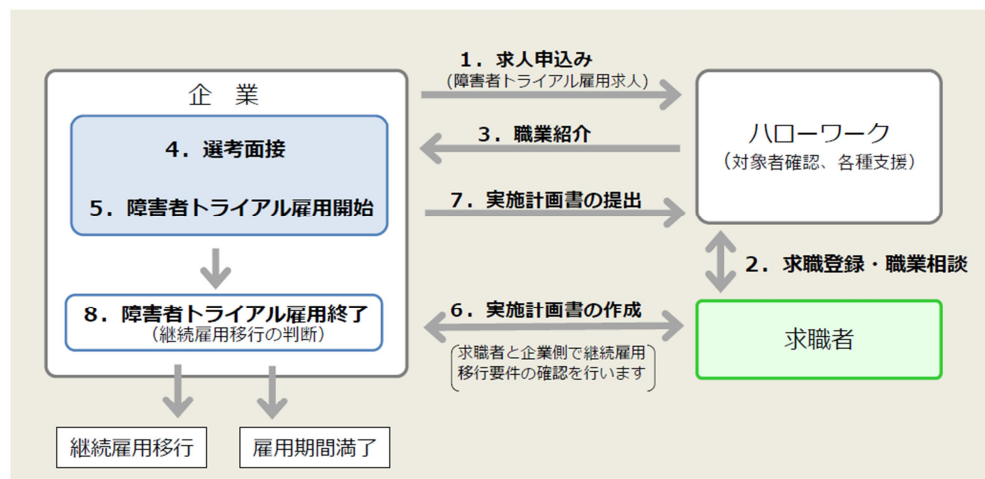
「障害者トライアル雇用」は、障がい者を原則3か月間試行雇用することで、適性や能力を見極め、継続雇用のきっかけとしていただくことを目的とした制度です。労働者の適性を確認した上で継続雇用へ移行することができ、障がい者雇用への不安を解消することができます。

また、この制度の利用に当たっては助成金を受けることができます。

詳しくは、事業所管轄の労働局・ハローワークへお問い合わせください。



### 「障害者トライアル雇用」の仕組み ハローワークから紹介を受けた場合



問合せ先  
 ハローワーク伊丹 専門援助部門  
 電話：072-772-8618